



平成27年7月28日

各 位

会社名 ニプロ株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐野 嘉彦
(コード番号 8086 東証第1部)

問合せ先 取締役総務人事本部長 中村 秀人
(TEL 06-6372-2331)

社外取締役および監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第27条第2項および第36条第2項の規定に基づき、社外取締役および監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役および監査役の氏名

社外取締役	田 中 良 子	大 水 美 名 子	
監 査 役	野 宮 孝 之	入 江 一 充	長谷川 正 義

2. 責任限定契約の締結日 平成27年7月28日

3. 責任限定契約締結の根拠

当社定款（抜粋）

(1) 第27条第2項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度に限定する契約を締結することができる。

(2) 第36条第2項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度に限定する契約を締結することができる。

4. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成27年5月22日付「定款一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、業務執行を行わない取締役および監査役としてふさわしい人材を確保し、それぞれが期待される役割を十分に発揮できるようにするため、それらの取締役および監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする定款変更議案を、平成27年6月26日開催の当社第62期定時株主総会に付議し、当該議案が原案どおり承認可決されましたので、本日上記の社外取締役および監査役と責任限定契約を締結いたしました。

以上